

平成22年5月10日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 扶養控除改正と子ども手当

-22年税制改正-

### ◎ 扶養控除

#### ① 現行（平成22年分まで）

- ・ 15歳以下の扶養親族（「年少扶養親族」）…… 一人当たり38万円の扶養控除
  - \* 「扶養親族」とは納税者と同一生計の配偶者以外の親族で合計所得金額38万円以下（収入金額ではありません。ちなみに給与収入だけなら103万円以下）の者
- ・ 16歳～22歳の扶養親族（「特定扶養親族」）…… 一人当たり63万円の扶養控除
- ・ 23歳～69歳の扶養親族…… 一人当たり38万円の扶養控除
- ・ 70歳以上の扶養親族（「老人扶養親族」）…… 一人当たり48万円の扶養控除

#### ② 改正（平成23年分から）

- ・ 15歳以下の扶養親族（「年少扶養親族」）…… 扶養控除なし（従来38万円→0）  
→ 「子ども手当」支給との兼ね合い
- ・ 16歳～18歳の扶養親族…… 一人当たり38万円の扶養控除（従来63万円→38万円）  
→ 「公立高校の授業料無償化、私立高校就学支援金」との兼ね合い
- ・ 19歳～22歳の扶養親族（「特定扶養親族」）…… 一人当たり63万円の扶養控除
- ・ 23歳～の扶養親族……改正無し上記のまま

### ◎ 子ども手当（22年4月分から支給開始、支給時期：22年6月より年3回）

- ・ 対象となる子ども…中学校終了までの子ども（中学校終了の3月まで）
- ・ 受給者…子どもを監護し主に生計を維持する父母等のいずれか一人、所得制限なし
- ・ 支給金額…子ども一人につき月額13,000円（非課税）
  - \* 「子ども手当」の支給により従来の「児童手当」は22年3月分までで廃止

### ◎ 公立高校の授業料無償化、私立高校就学支援金（22年4月から）

#### ① 公立高校の授業料無償化（所得制限なし）

- ・ 公立高等学校の授業料は徴収しない（すでに高校を一度卒業した者、修業年限を越えた場合は徴収、教科書代・修学旅行費は徴収）

#### ② 私立高校就学支援金（所得制限なし、非課税）

- ・ 私立高校の生徒の授業料について1人当たり年額118,800円を国が都道府県を通じ私立高校に支給（年収250万円未満世帯の生徒は237,600円、年収250万～350万円未満世帯の生徒は178,200円）